

療養費の代理受領を行う者に関する基準

【改正案】	【現行】
<p>【一部削除】</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第4条 代理受領又は事業者は、療養費に係る施術の提供を開始するときは、被保険者からの申し込みに基づくものとし、あらかじめ、その被保険者又はその家族に対し、療養費の支給基準、代理受領に係る申請手続きの方法、第13条に規定する施術所運営指針の概要、その他適正に施術の提供を受けることに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について被保険者の同意を得なければならない。</p> <p>【削除】</p> <p>(事業運営指針)</p> <p>第13条 代理受領者は、次の各号に掲げる施術事業の運営について重要事項に関する指針（以下、「運営指針」という。）を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 代理受領に係る事務を行う事務所等の運営体制等 二 代理受領に係る施術を提供する施術所等の運営体制等 三 事務所及び施術所等毎の従業者の職種、員数及び勤務の内容 四 事務所及び施術所等毎の営業日及び営業時間 五 施術所毎の事業の実施地域又は区域 六 施術所毎の提供する施術の内容、施術料及び往療料の額、一部負担金の額 七 代理受領の手続き方法 八 療養費の受給可否の確認方法 九 その他運営に関する需要事項 	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第4条 代理受領又は事業者は、療養費に係る施術の提供を開始するときは、被保険者からの申し込みに基づくものとし、あらかじめ、その被保険者又はその家族に対し、療養費の支給基準、代理受領に係る申請手続きの方法、第13条に規定する施術所運営指針の概要、その他適正に施術の提供を受けることに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について被保険者の同意を得なければならない。</p> <p>(事業運営指針)</p> <p>第13条 代理受領者は、次の各号に掲げる施術事業の運営について重要事項に関する指針（以下、「運営指針」という。）を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 代理受領に係る事務を行う事務所等の運営体制等 二 代理受領に係る施術を提供する施術所等の運営体制等 三 事務所及び施術所等毎の従業者の職種、員数及び勤務の内容 四 事務所及び施術所等毎の営業日及び営業時間 五 施術所毎の事業の実施地域又は区域 六 施術所毎の提供する施術の内容、施術料及び往療料の額、一部負担金の額 七 代理受領の手続き方法 八 療養費の受給可否の確認方法 九 その他運営に関する需要事項

療養費の代理受領を行う者に関する基準

【改正案】	【現行】
<p>【条数繰り上げ】</p> <p>第13条（略）～第20条（略）</p> <p>【一部変更】</p> <p>（記録の整備等）</p> <p>第19条 代理受領者及び事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。</p> <p>2 代理受領者又は事業者は、被保険者に対する施術の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>一 施術録</p> <p>二 第5条第3項に規定する受領確認を受けたことの記録</p> <p>三 施術者毎の往療の起点、行程、及び往療料算定の基礎となる距離等の記録</p> <p>四 第9条第1項に規定する提供した具体的な施術の内容等の記録</p> <p>五 第10条第3項に規定する一部負担金の請求及び受領に関する記録</p> <p>六 第11条に規定する受給適否及び医師の同意の確認に関する記録</p> <p>七 第12条に規定する広域連合への通知に係る記録</p> <p>八 第18第17条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>九 その他施術の申し込み及び施術の提供を管理等するため作成する記録であって、施術を提供した実績を客観的に証することができるもの</p> <p>3（略）</p>	<p>第14条（略）～第21条（略）</p> <p>（記録の整備等）</p> <p>第20条 代理受領者及び事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。</p> <p>2 代理受領者又は事業者は、被保険者に対する施術の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>一 施術録</p> <p>二 第5条第3項に規定する受領確認を受けたことの記録</p> <p>三 施術者毎の往療の起点、行程、及び往療料算定の基礎となる距離等の記録</p> <p>四 第9条第1項に規定する提供した具体的な施術の内容等の記録</p> <p>五 第10条第3項に規定する一部負担金の請求及び受領に関する記録</p> <p>六 第11条に規定する受給適否及び医師の同意の確認に関する記録</p> <p>七 第12条に規定する広域連合への通知に係る記録</p> <p>八 第18条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>九 その他施術の申し込み及び施術の提供を管理等するため作成する記録であって、施術を提供した実績を客観的に証することができるもの</p> <p>3（略）</p>